

◆ 行政主体と作用法的行政機関概念

行政主体 (組織そのもの)	①国・地方公共団体	統治団体
	②公共組合	特別な法律に基づき、組合員によって組織された。
	③独立行政法人	過去は国の行政組織の一部であったが、切り離された。
	④特殊法人	法律により設立される法人で③以外のもの
	⑤国立大学法人	国立大学法人法に基づく国立大学
行政機関 (手足になって働くもの)	①行政庁	行政主体の意思決定機関。合議制もあり
	②補助機関	行政庁の補助
	③諮問機関	意見の答申。行政庁を拘束しない。
	④参与機関	議決機関。行政庁を拘束する。
	⑤執行機関	実力をもって執行する。
	⑥監査機関	事務・会計の監査

◆ 権限の代行

分類		意味	法律の根拠の必要性	表示
権限の代理	授権代理	権限の一部の代理	必ずしも必要ではない。	顕名
	法定代理	権限の一部又は全部の代理	当然必要	顕名
権限の委任		権限の譲渡(民法の場合と違う)	必要	受任庁
専決・代決		決定を補助機関に委ねる。	不要	行政庁

◆ 公物

意味	行政主体により、直接、公の目的で供用される個々の有体物	
種類	①公共用物（一般公衆が使用）と公用物（行政機関が使用） ②自有公物（管理者が所有）と他有公物（管理者と所有者が別） ③公有公物（公共団体等が所有）と私有公物（私人が所有）	
比較	公の施設	普通地方公共団体の住民の福祉の増進のための公有財産
	公の営造物	ほぼ同じ